

【議案】

2019年度事業報告及び収支決算（案）について

1 2019年度事業報告について

（1）レセプション及び第70回全国植樹祭開催状況

① 作品御覧及びレセプション

日時：2019年6月1日（土）

会場：名古屋観光ホテル

【作品御覧】

天皇皇后両陛下に、愛知県緑化ポスター原画コンクール第70回全国植樹祭愛知県実行委員会会長賞作品（受賞者1名）、国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール入賞作品（受賞者6名）を御覧いただくとともに、受賞者へのお声がけをいただいた。



【レセプション】

天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、主催者、緑化功労者の受賞者等と御歓談いただくとともに、招待者の方にはあいの食を提供した。



② 第70回全国植樹祭

参加者数

	区分	参加者数
招待者	中央特別招待者	6,154人
	県外招待者	24人
	県内招待者	984人
	実施本部員（県職員・市町村職員・ボランティア等）・出演者	5,146人
サテライト会場参加者	3,172人	
	5,770人	
	総計	15,096人

【式典会場・植樹会場】

日時：2019年6月2日（日）

式典会場・植樹会場：愛知県森林公園

植樹会場：愛知県昭和の森、愛知県森林・林業技術センター※

内容：イントロダクション、プロローグ、記念式典、エピローグ、おもてなし
広場ステージイベント・物販等、招待者記念植樹

※愛知県森林・林業技術センターは、渋滞によるバスの遅延と降雨のため、参加者の安全を考慮
して記念植樹を中止した。



【サテライト会場】

日時：2019年6月2日（日）（オアシス21会場のみ6月1日も開催）

会場：オアシス21、豊橋総合動植物公園、尾張旭市渋川福祉センター

内容：モニターによる式典中継、体験コーナー、物販等



（2）実行委員会等の開催状況

実行委員会幹事会（書面表決）

表決日 2019年7月8日（月）

内 容 【議案】2018年度事業報告及び収支決算（案）について

【報告】今後の予定について

実行委員会総会（書面表決）

表決日 2019年7月26日（金）

内 容 【議案】2018年度事業報告及び収支決算（案）について

【報告】今後の予定について

実行委員会幹事会（書面表決）

表決日 2020年3月9日（月）

内 容 【議案】2020年度事業計画及び収支予算（案）について

実行委員会総会（書面表決）

表決日 2020年3月23日（月）

内 容 【議案】2020年度事業計画及び収支予算（案）について

（3）専門委員会の設置及び開催状況

木材利用専門委員会

○専門委員会委員

委員長 山崎 真理子 名古屋大学大学院生命農学研究科准教授

委 員 石田 敬一 前愛知県森林組合連合会代表理事専務

委 員 鈴木 和雄 (株)東海木材相互市場代表取締役社長

委 員 清水 秀丸 梶山女学園大学生活科学部生活環境デザイン課講師

委 員 山本 剛久 愛知県農林基盤局林務部長

○開催状況

◇第8回〔2019.5.16〕式典会場木製品の設置状況現場確認

木製品の大会後利用について承認

◇第9回〔2019.9.20〕入場ゲートの大会後利用について承認

◇第10回〔2019.12.24〕配布する木材の配布先の承認

（4）研修会及びリハーサル等の実施

式典リハーサル 2019年4月6日（土）

実施本部員班別研修会 2019年4月18日（木）、19日（金）

総合リハーサル 2019年4月27日（土）

荒天リハーサル 2019年5月18日（土）

前日リハーサル 2019年6月1日（土）



(5) 昼食の提供について

招待者、出演者等に対して、県産食材をふんだんに利用した弁当を提供了。



(6) 招待者管理の実施状況について

県内外からの招待者への案内状送付や、宿泊地や指定集合地から式典会場までの輸送管理を実施した。



(7) 会場設営の状況について

式典会場、植樹会場、サテライト会場等を設営した。



(8) 広報の実施状況について

公式ホームページやフェイスブックを活用しPRした。

ポスター掲示や森ずきんちゃんより（直前号・最終号）を発行しPRした。



(9) 記念事業の実施状況について

記念事業名	内 容	実施時期
応援イベント	県内各地で実施されるイベントを第70回全国植樹祭の応援イベントと位置付け、それぞれ連携して啓発や情報発信等を行った。 2019年度実施実績：3団体	2018.4 ～2019.4
全国植樹祭シンボル「木製地球儀」市町村リレー展示	全国植樹祭シンボルである「木製地球儀」を県内54市町村において、リレー展示した。 2019年度実施実績：3市	2018.7 ～2019.4
苗木のスクールステイ	小中高生やみどりの少年団の協力により全国植樹祭で使用する苗木を育成した。 2019年度は、協力いただいた学校等※から苗木を回収し、記念植樹の苗木として利用した。 ※尾張旭市内小中学校12校、名古屋市守山区志段味地区の小学校4校、県内のみどりの少年団69団、農林水産関係高校6校	2016.10 ～2019.5

(10) 大会後の取組について

- ① お野立所を常設とし、2019年10月26日から一般利用を開始した。
- ② 特別招待者席の利活用として、一部を案内所東側に移設し、屋外休憩所とした。
- ③ 特別招待者席及び入場ゲートの利活用として、解体した木材を県内公共施設等に提供した。
- ④ 木製椅子、木製ベンチ、プランターカバー及びプランター飾花は、県内公共施設等に提供した。
- ⑤ 第70回全国植樹祭の式典、植樹行事をはじめ、各種記念行事等の取組を記録誌や記録映像（DVD）としてまとめ、関係機関に配布した。
- ⑥ 森林公園内に木柵を整備し、お手植え木の移植を行った。

2 2019年度収支決算（案）について

（1） 収入の部[A]

（単位：円）

区分	予算額(a)	決算額(b)	差引(b)-(a)	摘要
1 負担金	525,425,000	525,425,000	0	愛知県負担金
2 繰越金	18,849,000	21,805,283	2,956,283	2018年度決算残余額
3 協賛金	5,000,000	2,290,000	△2,710,000	協賛金（決算額は2019年4月1日から2019年6月30日までの入金額）
4 諸収入	15,250,000	15,250,000	0	(公社)国土緑化推進機構からの負担金 (公社)愛知県緑化推進委員会からの助成金
合計	564,524,000	564,770,283	246,283	

（2） 支出の部[B]

（単位：円）

区分	予算額(a)	決算額(b)	差引(b)-(a)	摘要
1 実行委員会等開催運営費	6,657,000	5,008,262	△1,648,738	実行委員会、幹事会の開催、事務局の運営 等
2 開催事業費	503,538,000	502,794,591	△743,409	大会開催、リハーサル等の実施、大会弁当の提供、バス輸送、会場設営 等
3 広報啓発費	54,329,000	47,519,945	△6,809,055	記念事業の実施、お手植え木の移植、広報の実施 等
合計	564,524,000	555,322,798	△9,201,202	

（単位：円）

収入総額[A]	564,770,283
支出総額[B]	555,322,798
次年度繰越[A-B]	9,447,485

第70回全国植樹祭愛知県実行委員会

2019年度収支報告

(1) 収入の部[A]

(単位:円)

区分	予算額(a)	決算額(b)	差引(b)-(a)	摘要
1 負担金	525,425,000	525,425,000	0	愛知県負担金
2 繰越金	18,849,000	21,805,283	2,956,283	2018年度決算残余額
3 協賛金	5,000,000	2,290,000	△2,710,000	協賛金(決算額は2019年4月1日から2019年6月30日までの入金額)
4 諸収入	15,250,000	15,250,000	0	(公社)国土緑化推進機構からの負担金 (公社)愛知県緑化推進委員会からの助成金
合計	564,524,000	564,770,283	246,283	

(2) 支出の部[B]

(単位:円)

区分	予算額(a)	決算額(b)	差引(b)-(a)	摘要
1 実行委員会等開催運営費	6,657,000	5,008,262	△1,648,738	実行委員会、幹事会の開催、事務局の運営等
2 開催事業費	503,538,000	502,794,591	△743,409	大会開催、リハーサル等の実施、大会弁当の提供、バス輸送、会場設営等
3 広報啓発費	54,329,000	47,519,945	△6,809,055	記念事業の実施、お手植え木の移植、広報の実施等
合計	564,524,000	555,322,798	△9,201,202	

(単位:円)

収入総額[A]	564,770,283
支出総額[B]	555,322,798
次年度繰越[A-B]	9,447,485

通帳及び関係書類を監査したところ、以上のとおり相違ありません。

2020年8月6日 監事 愛知県会計管理者

監事 尾張旭市会計管理者

前田貢
毛利重成



2020年度事業計画について

1 御製碑の建立及び除幕式の実施

第70回全国植樹祭の開催を記念して御製碑を建立する。

2019年度はお手植え木の移植や柵を整備しており、2020年度は、御製碑等を整備する。整備後に、除幕式を実施する。

2 会議の開催

実行委員会総会及び幹事会を開催する。

【参考】

御 製：天皇陛下がお詠みになられた和歌。今回の場合は、天皇陛下が全国植樹祭への御臨席の際の情景をお詠みになられた和歌

御製碑：御製を刻んだ石碑

第 70 回全国植樹祭愛知県実行委員会会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、第 70 回全国植樹祭愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 実行委員会は、「第 70 回全国植樹祭」（以下「全国植樹祭」という。）を「愛知の誇るものづくりの伝統と文化」、「森と緑づくりや木づかい」など、本県の魅力や取組を全国に発信する絶好の機会とし、愛知県ならではの特色ある、有意義な大会とするため、開催に必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 全国植樹祭の開催に必要な計画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

第 2 章 組 織

(構 成)

第 4 条 実行委員会は、別表 1 に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(職 務)

第 5 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 参与は、会長が必要と認める事項について相談に応ずるものとする。

(任 期)

第 6 条 任期は、第 17 条第 1 項の規定により実行委員会が解散する日までとす

る。ただし、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、特別な事情が生じたときは、その職を解くことができ、必要に応じて補充することができる。

(報酬)

第7条 報酬は、支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書の規定により報酬を支給する場合には、愛知県職員の例に準じて支給することとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

(総会)

第9条 総会は、委員並びに監事及び参与をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の改廃に関すること。
 - (2) 全国植樹祭の計画及び運営の基本的事項に関すること。
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (4) 専門委員会へ付託する事項に関すること。
 - (5) その他全国植樹祭の開催に関し重要な事項に関すること。
- 4 総会は、委員の過半数が出席しなければ、開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができるものとする。
- 5 総会の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認める場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 7 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

- 第10条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

(幹事会)

- 第11条 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 2 幹事長は、愛知県農林水産部農林基盤局長をもって充て、幹事会の総括を行う。
- 3 副幹事長は、幹事長が指名し、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき及び幹事長が特定の行為につき委任したときは、その職務を代理する。
- 4 第6条及び第7条の規定は、幹事会において準用する。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (2) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。
- (3) 第9条第3項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施に関して必要な事項に関すること。
- (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 7 幹事会は、前項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。
- 8 第9条第4項から第7項までの規定は、幹事会において準用する。この場合において「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。
- 9 前8項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

- 第12条 専門委員会は、専門委員長及び専門委員(以下「専門委員等」という。)をもって構成し、専門委員等は会長が委嘱する。
- 2 専門委員等の任期は、会長が定める。
- 3 専門委員会は専門委員長が招集し、その議長となる。
- 4 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議し、決定する。
- 5 専門委員会は、前項に掲げる事項を調査及び審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

6 前5項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を愛知県農林水産部内に置く。

2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経 費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第15条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるものほか、愛知県の財務に関する諸規程に準ずるものとする。

第6章 解 散

(解 散)

第17条 実行委員会は、その目的が達成され、事業報告を行った後に、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛知県に帰属するものとする。

第7章 補 則

(補 則)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、平成28年7月4日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第16条第1項の規定にかかわらず、実

行委員会設立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費を収支予算案に含めるものとする。

附 則

この会則は、平成 29 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 3 月 16 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 31 年 1 月 8 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）

区分	構成員
会長	愛知県知事
学識 経験 者※	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
	名古屋大学大学院生命農学研究科准教授
	日本福祉大学健康科学部福祉工学科教授
経済 ※	愛知県経営者協会会长
	愛知県商工会議所連合会会长
	愛知県商工会連合会会长
	愛知県商店街振興組合連合会理事長
	愛知県信用金庫協会会长
	愛知県中小企業団体中央会会长
	中部経済同友会代表幹事
	一般社団法人中部経済連合会会长
	一般社団法人名古屋銀行協会会长
	名古屋市商店街振興組合連合会理事長
委員	公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会会长
	愛知園芸商組合理事長
	愛知県花き温室園芸組合連合会会长
	愛知県花き市場組合理事
	愛知県漁業協同組合連合会代表理事長
	愛知県経済農業協同組合連合会経営管理委員会会长
	一般社団法人愛知県建設業協会会长
	愛知県森林協会会长
	愛知県森林組合連合会代表理事長
	一般社団法人愛知県造園建設業協会会长
農林 水産 ・ 建設 ※	公益社団法人愛知建築士会会长
	愛知県内水面漁業協同組合連合会会长
	愛知県農業協同組合中央会会长
	一般社団法人愛知県木材組合連合会会长
	公益社団法人愛知県緑化推進委員会理事長
	愛知県緑化木生産者団体協議会会长
	愛知県林業種苗協同組合理事長
	愛知豊明花き流通協同組合理事長
	愛知名港花き卸売事業協同組合理事長
	名古屋生花小売商業協同組合理事長
	一般社団法人日本木工機械工業会理事長

※のついている区分は、「五十音順」で記載

別表1（第4条関係）

区分	構成員
市民・福祉・教育※	愛知県公立高等学校長会会長
	愛知県私学協会会长
	社会福祉法人愛知県社会福祉協議会会长
	愛知県小中学校長会会长
	名古屋市立小中学校長会会长
	愛知県女性団体連盟会長
	愛知県特別支援学校長会会长
	一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟連盟長
	一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟理事長
観光・運輸※	一般社団法人愛知県観光協会会长
	愛知県タクシー協会会长
	一般社団法人愛知県トラック協会会长
	公益社団法人愛知県バス協会専務理事
	中部国際空港株式会社代表取締役社長
	東海旅客鉄道株式会社代表取締役社長
	名古屋タクシー協会会长
	名古屋鉄道株式会社代表取締役社長
委員 国・自治体等	林野庁中部森林管理局局長
	愛知県市長会会长
	愛知県町村会会长
	名古屋市長
	尾張旭市長
	愛知県議會議長
	愛知県議会農林水産委員会委員長
	愛知県副知事
	愛知県政策企画局長
	愛知県総務局長
	愛知県人事局長
	愛知県防災安全局長
	愛知県県民文化局長
	愛知県環境局長
	愛知県福祉局長
	愛知県保健医療局長
	愛知県経済産業局長
	愛知県労働局長
	愛知県観光コンベンション局長
	愛知県農業水産局長
	愛知県農林基盤局長

※のついている区分は、「五十音順」で記載

別表1（第4条関係）

区分	構成員
委員 国・自治体等	愛知県建設局長
	愛知県都市整備局長
	愛知県建築局長
	愛知県教育委員会教育長
	愛知県スポーツ局長
	愛知県警察本部長
	愛知県県有林事務所長
監事	愛知県会計管理者
	尾張旭市会計管理者
参与※	愛知県ケーブルテレビ協議会会长
	株式会社朝日新聞社名古屋本社名古屋本社代表執行役員
	伊勢新聞社名古屋支社名古屋支社長
	株式会社エフエム愛知代表取締役社長
	株式会社花卉園芸新聞社代表取締役
	株式会社岐阜新聞社名古屋支社執行役員名古屋支社長
	一般社団法人共同通信社名古屋支社名古屋支社長
	株式会社建通新聞社中部支社常務取締役中部支社長
	株式会社産業経済新聞大阪本社編集局中部総局総局長
	株式会社時事通信社名古屋支社支社長
	株式会社静岡新聞社名古屋支社支社長
	株式会社Z I P-FM代表取締役社長
	信濃毎日新聞株式会社名古屋支社名古屋支社長
	株式会社C B Cテレビ代表取締役社長
	株式会社C B Cラジオ代表取締役社長
	中京テレビ放送株式会社代表取締役社長
	株式会社中日新聞社代表取締役社長
	株式会社中部経済新聞社代表取締役社長
	テレビ愛知株式会社代表取締役社長
	東海テレビ放送株式会社代表取締役社長
	株式会社東海日日新聞社代表取締役社長
	東海ラジオ放送株式会社代表取締役社長
	名古屋テレビ放送株式会社代表取締役社長
	株式会社日刊建設工業新聞社名古屋支社取締役支社長
	株式会社日刊建設通信新聞社中部支社支社長
	株式会社日刊工業新聞社名古屋支社執行役員名古屋支社長
	株式会社日刊木材新聞社代表取締役社長
	株式会社日本経済新聞社名古屋支社常務執行役員名古屋支社代表
	株式会社日本農業新聞中部支所中部支所長

※のついている区分は、「五十音順」で記載

区分	構 成 員
参 与 ※	日本放送協会名古屋放送局名古屋放送局長
	株式会社東愛知新聞社代表取締役
	株式会社毎日新聞社中部本社常務執行役員中部代表
	株式会社木材工業新聞社代表取締役
	株式会社読売新聞東京本社執行役員中部支社長
	株式会社林経新聞社代表取締役

※のついている区分は、「五十音順」で記載

別表2（第11条関係）

区分	構成員
幹事長	愛知県農林基盤局長
幹事	一般社団法人愛知県観光協会専務理事
	愛知県森林協会事務局長
	愛知県森林組合連合会代表理事専務
	一般社団法人愛知県木材組合連合会専務理事
	公益社団法人愛知県緑化推進委員会事務局長
	愛知県緑化木生産者団体協議会事務局長
	愛知県林業種苗協同組合理事長
	尾張旭市市民生活部全国植樹祭推進室長
	愛知県政策企画局秘書課長
	愛知県観光コンベンション局観光振興課長
	愛知県農業水産局食育消費流通課長
	愛知県農業水産局園芸農産課長
	愛知県農林基盤局農林総務課長
	愛知県農林基盤局林務課長
	愛知県農林基盤局森林保全課長
	愛知県教育委員会事務局管理部総務課長
	愛知県警察本部警備部警備課長
	愛知県県有林事務所長